

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

教育基本法

伊勢 太郎……2

◇向坂文庫Ⅱ 和書、堺利彦、旧蔵書、「大逆事件」◇
日本社会・労働運動の文献の宝庫

大原社研……3

運動の可能性を学ぼう……

——最近、仲間達に学んだこと——

稲尾 聡……5

「次の一步を踏み出す準備」を自問自答

——八・二六「国労統開臨時大会」に連帯して——

佐藤 昭一……8

「親愛なる国労組合員の皆さんへ(下)」

一票投票の効力はあるのか

「四党合意」の是非を問う

滝野 嘉津子……11

「払えない」「サービス減らすしかない」

——今月から六五歳以上の介護保険料徴収——

小西 純一郎……13

市民からの通報で首

——尼崎郵便局でこんなことがありました——

京コン闘争の教訓を、たたかう全ての労働者の共有財産へ

——「だって、やっぱり許せへん! ドキュメント京コン闘争」のすすめ——

読者からのおたより……15

旬刊 社会通信

NO. 781

二〇〇〇年一月一日号

二〇〇〇年一月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

教 育 基 本 法

教育基本法は一九四七年三月三十一日、制定、実施されている。日本国憲法の公布が一九四六年十一月三日である。憲法第二三条 学問の自由、同二六条 教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償の具体化である。前文は憲法の理念にたつことをこう宣明する。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」

明治以降、日本の教育は「天譲無窮」をスローガンに、教育勅語、「国体」論が国家思想とされた。一九四五年大日本帝国の崩壊は一夜にして「万世一系の天皇之ヲ統治ス」、「臣民権利義務」から、「象徴天皇」、「国民の権利及び義務」に変わった。文化、思想、歴史の「革命的」変化である。そして今、総保守の人たちは「教育荒廃の主原因は教育基本法にあり」と、憲法改悪と教育基本法を一体のものとして改悪を追求している。教育基本法とはどんな法律か。じつに簡潔明瞭で十条で構成される。全文は左記のとおり。

「第一条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた身心ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条（教育の機会均等）すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育）国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。第五条（男女共学・略）

第六条（学校教育）法律上定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。②法律に定める学校の教育は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育）家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。②国及び地方公共団体は、図書館、

博物館、公民館の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教育は、教育上これを尊重しなければならない。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（家庭教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行する必要な諸条件の整備確立を目標としておこなわれなければならない。

総保守勢力はどんな理由で、どこを改悪しようとしているのか。（伊勢 太郎）

◇向坂文庫Ⅱ 和書、堺利彦旧蔵書、「大逆文庫」◇

日本社会・労働運動の文献の宝庫

和書は七万冊 向坂文庫の和書の特徴づけるのは、七万冊というその数の多さもさることながら、経済学・政治学・社会学・哲学・社会政策・社会主義・労働運動史はいうに及ばず、農業・工業・歴史学・科学技術・文学・宗教・芸術（美術・音楽）などあらゆる学問領域にわたって収録されていることである。芸術関係だけでも、島村抱月『芸術講話』（一九一七年）、尾瀬敬止『革命芸術体系』（一九二七年）など七八冊に及び、このほかセツトものの内外の美術全集や写真集も数十点を超す。

だが向坂自身、かつて「日本語の本は日本資本主義発達史を中心に集められている」（『読書は喜び』新潮社、一九七七年）と語ったように、河上肇『近世経済思想史論』（一九二〇年）、本庄栄治郎『近世社会経済叢書』（全一二巻、一九二六年）など近世経済史を中心に、明治維新・地場産業・経営（社史）・財閥形成など、日本資本主義発達史に関するものが多い。この点とも関連するが、向坂は、戦前の日本資本主義論争では地代論の分野で健筆をふるったが、その関係の文献も多く集められている。このほか向坂文庫には、同じ「労農派」のメンバーの著書、たとえば櫛田民蔵・猪俣津南雄・土屋喬雄・大内兵衛・稲村順三・大森義太郎・脇村義太郎・岡崎次郎などの全集や著作集、著書も、野田栄太郎・山田盛太郎・平野義太郎ら「講座派」の論客たちの著書とあわせて、ほとんど集められている。

もう一つ、向坂文庫の和書で特徴的なのは、社会主義の思想・運動・歴史に関するものが多いことである。向坂自身、編集委員として参加した世界で最初の『マルクス・エンゲルス全集』（改造社版、一九二八―三二年）から大月書店版の『レーニン全集』（一九六九年）にいたるまで、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリン、ブハーリン、カウツキーなどマルクス主義者の全集、著作集、著書はほとんど揃っている。また『共産党宣言』だけで八社、『剰余価値学説史』は五社、『国家と革命』も五社の版のものがあり、マルクス主義の翻訳文献について意識的に集めたことがうかがわれる。

これら翻訳文献と並び、明治期の民権論者や日本の社会主義者の著書も多い。明治期では、大井憲太郎『仏国政典』（一八七三年）、中江兆民『三酔人経倫問答』（一八八七年）、幸徳秋水の『廿世紀の怪物帝国主義』（一九〇一年）、『社会主義神髓』（一九〇三年）、『平

民主主義』や、木下尚江の処女作で反戦小説の先駆となった『火の柱』（一九〇四年）、山口孤剣『社会主義と婦人』（一九〇五年）などがある。

大正・昭和戦前期については、事例的に紹介するのも困難なほどの冊数である。さしあたり河上肇『貧乏物語』（一九一七年）、山川均『社会主義の立場から』（一九一九年）、大杉栄『獄中記』（一九二〇年）などの初版本をあげておこう。付言すれば、幸徳秋水、堺利彦、河上肇、山川均、大杉栄、伊藤野枝、荒畑寒村、鈴木茂三郎ら社会主義者の著書、伝記、回想記はほとんど揃っている。

このほか、社会問題や労働運動に関する図書も豊富で、横山源之助『日本之下層社会』（一九一九年）、農商務省『職工事情』（一九〇三年）、同『諸工業職工事情』（一九三六年）、金子喜一『海外より見たる社会問題』（一九〇七年）、八浜徳三郎『下層社会研究』（一九二〇年）、細井和喜蔵『女工哀史』（一九二五年）、山川亮蔵『下層民』（一九三六年）などがある。いずれも初版本である。

堺利彦旧蔵書と「大逆文庫」 向坂文庫は、明治・大正、昭和戦前期における日本の社会・労働運動に関する文献の宝庫といってよい。なかでも注目されるのは、平民社の創設者・堺利彦の旧蔵書である。この堺利彦蔵書は一九三三年（昭和八）一月二三日に堺が死去したのち、山川均・荒畑寒村らの仲介で向坂の自宅に移され、一九六五（昭和四〇）年に川口武彦氏ら社会主義協会幹部の尽力で近藤真柄氏（堺利彦長女）より正式に買い受けたものである。堺利彦旧蔵書については、向坂自身、『読書は喜び』（前出）で言及している。川口武彦氏も『向坂文庫目録』第一冊の出版・堺利彦文庫のことにふれて」と題して、雑誌『社会主義』第三四八号（一九九三年二月）で紹介している。

この堺利彦旧蔵の文庫は、向坂自身、転居を重ね、また貸し出し・閲覧などによって分散・移動してしまい、現在では一括してまとまっていない。しかし堺利彦旧蔵書には「T・Sakai」の署名や、「彦」「枯川」「堺」「堺利彦印」「堺利彦」などの所蔵印が押されており、容易に判定できる。堺利彦旧蔵書の中心は、洋書と、幸徳秋水・堺利彦ら平民社のメンバーをはじめ初期社会主義者が編集・発行した『平民新聞』など明治・大正期の新聞である。前者では『資本論』『価値・価格及び利潤』などマルクスの経済学関係著作の英訳本や、エンゲルス、レーニン、トロツキーらの著作、シンクレアの文学作品、評論などがある。和書では暁民会や水曜会のパンフレット類が目立つ程度で、数としてはそう多くない。ただ堺利彦旧蔵書には堺自身の研究ノートや、一九二五年に片山潜が中国で執筆した未発表の原稿『在露三年』などもある。『在露三年』は、自伝『わが回想』（原本はモスクワのマルクス・レーニン主義研究所に所蔵されている）の事実上の続編で、堺が補正加筆を試みて保管していたものであった。

さらに、堺利彦旧蔵書には「大逆文庫」も含まれている。一九一一年（明治四四）一月、柱太郎内閣は幸徳秋水・大石誠之助ら社会主義者一二人を明治天皇の暗殺を計画したという虚構の容疑で処刑した。いわゆる「大逆事件」である。堺は、幸徳らが処刑された後、彼らが持つ蔵書や新聞を譲り受け、時の権力への怒りと抗議の意を込めて「大逆文庫」と命名し、売文社において大事に保管していた。この「大逆文庫」の図書・新聞類には、縦四・二cm×横一・七cmの朱印で「大逆文庫」と捺印されている。この「大逆文庫」も洋書が中心で、和書は河上肇『社会主義評論』（一九〇六年）などがあるが、多くはない。いずれにしても、堺利彦旧蔵書と「大逆文庫」は、日本における初期社会主義者の思想と運動の研究において第一級の史料といえよう。

（吉田健二、大原社研雑誌二千年一・二月）

運動の可能性を学ぼう

―最近、仲間達に学んだこと―

一、企業を越えて闘いを組織しよう（現状）

先日、タクシーの運転手が車を道路の左端に止め車内で死んでいた。月三〇万円を稼ぐには、一日二万五千円平均を稼がなければなりません。そのためには、毎日十六時間は車の中で休みはありません。

飢餓賃金を選ぶか、過労死を選ぶか。規制緩和とか運賃の自由化など、鬼か・悪魔か・殺人鬼としか思えない。

職場では労災隠しを平然と行う組合員に不満が充満している。千人を超える大きな組合よりも、地方・中小の仲間に学ぶことが必要だ。誰の身にリストラが起こっても不思議でない。今の労働運動の単位は「企業」となっているのが問題点。

二、結果でなく過程が貴重なのだ（認識）

どういう社会を創っていくか？という視点が重要だ。資本主義は金を殖やすのが原理だが、労働者生活中心の社会を目指そう。一人の労働者を守る闘いの重要性を認識しよう。闘いのマグマがしだいに浮き上がっていることは事実だ。「宮沢賢治」がいつているように、世界全体が幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない。

社会そのものの本質にかかわる不満が、その社会の末期に現れる。その社会全体を理解して、維持するか、克服するかで二つの立場が生まれる。結果だけを考え、労働者の要求を闘いのバネとしないなら闘えない。闘いは、結果でなく過程が貴重なのだ。敗れた闘いの中（過程）にこそ、次の闘いの勝利の芽がある。

三、生活と権利を守る社会思想を（問題点）

再三明言しているように「働く者の生活と権利を守る」ことを、自らの行動を律する基準としているが、その本人である私が、自らの「生活と権利」を守れないのでは明らかに自己矛盾だ。私が理不尽な形での「懲戒解雇」を受け入れる意志のないことを重ねて申し上げたい。

最近、労働者が個人として「企業」や「利用者」と対峙させられている。本当に困っている一人の労働者を助けられなくては労働運動の意味がない。左翼的批判勢力という位置づけだけでは許されない。今の運動は、過去の運動の遺産を食っているだけだ。社会思想とは、人間の生き方についての思想である。

四、真実を話す村八分にされる（原因）

今の社会では、真実を話す村八分にされる。ナマズみたいな異質なものが入ってこない、組織や会社は沈滞してしまう。だれか騒ぐのがあると周囲がみな緊張して活性化される。

欧州では失業率が一〇%でも明るい。企業を越えて資本と闘い続けている仲間との連帯（和）を更に強めよう。

今の労働運動は、労働者の「意識」存在」を、まったく即時的（アン・ジヒドイツ語物自体）にしか捉えておらず、無人格的労働者像を基底としている限り、何一つ生み出し得ぬことは最初から明らかであったはずである。

警察―資本と一体となった弾圧を我々は絶対に許さない。

五、新しい運動を創る可能性を探ろう（対策）

人間は、自分の生存について考えるかぎり社会を意識する。ここからすべての人間の人生観、社会観、世界観等の社会思想が芽生える。「人間の解放」とは、社会からの絶縁ではなく、旧社会を破壊し、新しい社会を創ることであり、社会的な解放である。朗らかな楽天主義で歩んで行きたい。

社会の変化に対応して、新しい労働運動を創る可能性を探ろう。分裂には組織的な分裂と質的な分裂があり、質的な分裂が先行する。食欲に勉強し、新しいネットワークを創ろう。

国労の仲間達などを支えるために己を犠牲にしても闘うことが、人間解放（労働運動）の真実だ。
（神奈川・K）

「次の一步を踏み出す準備」を自問自答

―八・二六「国労統開臨時大会」に連帯して―

八月二五目午後、照りつける太陽の下大分空港を飛び立ちました。深い眠りから覚めると羽田空港。そのまま集会が開催される中野ゼロホールへ一目散。中野駅から会場へ歩く途中、この間知会った闘争団や家族会の仲間に出会い、明日の統開大会に向けて緊張感が高まってくるのがわかりました。そして、「なぜ自分はここに来ているのか、自分がこだわっているのは何か。」そんな問いかけを自分自身に投げかけながら開会を待ちました。

集会の中で決意表明と言われていたこともあり、久々に緊張しながら集会を待ちました。闘争団と執行部の話し合いが長引き、集会には闘争団の代表しか参加できませんでしたが、それだけなおさら逼迫した状況を参加者全体が感じながらの会になりました。時間の関係で発言することはできませんでしたが、自分の思いは以下のようなものでありました。

「国鉄闘争」はエネルギーの源

全国各地からお集まりいただいた、この国の労働運動の行く末を本気で考えておられる仲間の皆さん、本当にご苦労さまです。私はただ今ご紹介にあずかりました大分の稲尾といひます。大分県の別府というところで連帯する会の地区事務局長をしております。所属は教職員組合であります。この大事な歴史的な集会において決意表明をしろと二日前に連絡がありました。躊躇しましたが、青年部の頃から微力ながら一四年前この運動にかかわってきた一人として、また大分の地にとりしておれず上京を決意した一人として、あえてこの場だからこそ、気負う事なく率直な自分自身の現時点における思いを述べながら決意表明にかえさせていただきます。

私は一四年前、茨城県水戸市で開催された社青同の全国大会の場であの国労の修善寺大会の報告を受け、労資共同宣言を否決した当時の国労の仲間の奮闘を割れんばかりの歓声

のなかで体感した一人であります。私自身の運動のスタートにたいへん大きな影響を与えた出来事でありました。その直後、大分の地では国労の多くがあちらサンへ移行し、共闘の場で自らの正当性を一生懸命弁明している姿に接し、その中で労資共同宣言に組み込まなかった国労の正しさを一人毅然と発言している現在大分の地でたった一人で奮闘している赤峰さんに出会いました。

その後一四年間、彼とともに、そして教組、自治労を中心としてこの国鉄闘争という課題を学ぼうという仲間の結集のなかで、普通ここで、たいへん多くのことを学んできましたと言うべきところでしようが、私自身はたいへん素朴な、そして私自身の生き方にかかわるとても単純なことに心を奪われ現在に至っています。

それは「おかしいこととおかしいことってなぜ悪い」「脚を踏まれて痛いといつてなぜ悪い」「わけもなくなぜ長いものにまかれなくてはならないのか」「この国に正義はないのか」「この国に民主主義はないのか。」というようなことでありました。

もう一五年ほど前になるか、五千万人署名に取り組んでいる頃、よく言われてたのが「国労の次は教組だ、自治労だ。」と。

しかし、振り返って考えてみると連合加盟もそうでしたが、なんとなく「おかしいことはおかしいといつてなぜ悪い。」「脚を踏まれて痛いといつてなぜ悪い。」「訳もなくなぜ長いものにまかれなくてはならないのか。」「この国に正義はないのか。」「この国に民主主義はないのか。」「こういう素朴といいますが、ごく当たり前の言葉が非常に通りにくく、いやほとんどかき消されていくかのように運動は進められてきました。少なくとも国労は修善寺大会以降、私たちにとってみれば本当にまともな道を進もうとしていたと思います。私たちの日教組は「国労の次は教組だ」と言いつつ、いつのまにか労働組合から教育研究団体へと転身を図っているように見受けられます。私たち大分の地の教育現場でも現職死亡、病気休職の仲間がとて増えています。

にもかかわらず、職場の多忙化は進行するばかりです。職場で言いたいことが言えなくなっている仲間、教育の夢を語り合う笑顔すら見せなくなっている仲間、こんなことではないけない、何とかしなくてはという自分に勇氣といえますか、エネルギーを与えてきてくれたのが闘争団の仲間のふん張りでありました。

七月二九日に私の住む別府市において、「七・二九九州闘争団を励ます集い」を開催しました。「いっしょに元気になるようよ！ 闘争団」というスローガンのもとで五〇〇名近い仲間が結集してきました。三時間近い集会でしたが、誰に聞いても本当に考えさせられた集会だったという返事が返ってきます。

ある身近な仲間は「難しいことはよくわからんけど、どう考えてもおかしいわな。」とか「こんな状況になっっているってほとんど知らなかった。何かまちがってるよね。」というようなことを言ってきています。

普通に考えて、「やっぱしおかしいよね」という素朴な声を、私は今回の件だけでなく、今後も様々な場面において大事にしていきたいと思っています。「闘争団の皆さん、家族の皆さん、そして共闘として結集する私たちの「誰が考えても当たり前の要求」を武器にこれだけ多くの仲間が全国から結集してきていることを、そしてその中のひとりとして自分がここにいることを、私は自分の生き方として多に誇りに思うし、今後も職場や地域の仲間がひとりでも多くスクラムを組めるように頑張っていきたいと思っています。

貴重なお時間ありがとうございます。

目線は次の闘いへ

集会終了後、国労会館での闘争団と執行部の話し合いの状況を見守るために、滝野さんに案内していただきました。「解決案が何ら提起されないなかでの臨時大会開催中止」のどう考えても当然の要求が、執行部との間で平行線で行き詰まっているという雰囲気があるなか、外から見守るしかできないことで何ができるのか、何をしなくてはならないのか、ここでも自問自答するしかありませんでした。十二時すぎに東京の仲間の力を借り、上野駅近くのホテルに着きましたが、なかなか寝付きのよくない夜でした。

翌日は朝八時には社会文化会館の前に到着し、大分の赤峰さんと座り込みに入りました。「我々はなにも難しいことを要求しているのではない。解決案が何ら示されていない中で臨時大会開催中止、ここ一本。」各闘争団の仲間、家族の方々が次々マイクを握り力強い訴えをし続けました。私も支援共闘の立場でマイクを持つ機会にめぐまれ、昨日発言できなかった中味の概略について発言しました。「この国には正義は通じないのか。」「民主主義って何だ。」「自分自身どう考えても納得いかない課題が目の前に立ちふさがり、当事者の闘争団の仲間、家族は納得いかないだけでなく歯を食いしばって生きてきた十四年間の歳月がずっしりと重たく、そして誇らしくみんなの脳裏をよぎってきている。」

「大会中止!」の訴えもむなしく午後一時より大会開催との報告。新聞報道された「執行部総辞職。組合員投票」はどうなるのか。緊張感とまたしてもうまくやられたとの複雑などうしようもない思いで社会文化会館を見上げていたら一〇分もしないうちに「大会が終わったぞっ。」の声。「えっ!何?」なんとも形容しがたい雰囲気の流れの中、緊急の報告集会がもたれました。

中味は各紙で報道された通りですが、私は闘争団の仲間や家族のみなさんの様子から、あくまでも憶測の域を出ませんが、たいへんな力をもらったような気がしました。それは、シヨックや怒りは計り知れないものがありながらも、かれらの目線はすでに次の闘いに向けられていることがすっきりとわかったからです。「負けの闘いをどう闘い続けるか」言葉として理解してつつもりでも、つい日常的な場面では負けることを恐れ、不十分な対応しかできでいない自分自身のあり方を省みながら、「次の一步を踏み出すための準備をどうすればいいか。」自問自答しながら東京を後にしました。(稲尾 聡)

【親愛なる国労組合員の皆さんへ(下)】

一票投票の効力はあるのか

「四党合意」の是非を問う

4、修正動議は消えたのか

ところで、七月一日の臨時大会で一四名の代議員から提出された『四党合意』については引き続き職場討議を継続する」ことを趣旨とした「修正動議」の扱いはどうなったのでしょうか。宙に浮いたまま自然消滅したのでしょうか。

「特別発言」では、「執行部提案の採決は行わない」とは述べていますが、「修正動議」には一言も触れられていません。議長もこれには触れずに議事の終了を宣言しました。

臨時大会の代議員は事実上、今回の続開大会で任務は終了です。「執行部提案の採決は行わない」から「修正動議」の意味もなくなつたと解釈したものなのか知りませんが、片手落ちであります。「修正動議」の扱いについても整理すべき事項です。

5、一票投票の効力はあるのか。全国大会との関係は

指令第一〇号では「投票結果の是非については組合員の投票資格者総数の過半数とする」としています。投票の有効投票ではなく、投票資格者総数つまり全組合員の過半数です。指令によると、一票投票の結果が「四党合意」の是非を問う結論であることとなります。ちよつと待つて下さい。前述したように「全国大会は組合の最高決定機関」です。一票投票は「是非を問う」と位置づけており、最高決定機関を上回る決定権を持つのです。いっどこで誰がそのことを決めたのですか。

また、「過半数」で決めるとの根拠は何故なのでしょう。同盟能業権の行使が「過半数」だから引用したのでしょうか。一票投票を実施しなければならぬ今回の事態を受け止めれば、安易に同盟罷業と同様に「過半数」で良いのでしょうか。

憲法改正の発議は、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」（憲法第九六条）が必要です。法律には決定要件として必ずしも「過半数」と規定しているとは限らず、三分の二以上や四分の三以上という定めもあります。現に、国労規約を改正するには「代議員定数の三分の二以上の同意」が必要です（規約第六〇条）。その検討も大会に諮らず、中央本部の独断で定めることも、権限の逸脱行為です。

続開大会で代議員はそれを承認・決定したのですか。単に委員長長の「特別発言」を拍手で認めたに過ぎません。繰り返しますが議案として提起されず、規約にもない一票投票の効力が有効だと証明するものではありません。そこで前述しました住民投票を、参考事例として紹介します。日本では、住民の意思を地域の政策に反映させるための住民参加の手続きは不備であり、たとえ存在しても十分に機能していません。そこで最近、間接民主主義を補完し、政策決定に住民の意思を反映させる制度の一つとして住民投票が実施されています。地方分権の意味からも大切なことです。

住民投票を実施する際には、その根拠となる住民投票条例を制定する必要があります。そこで、その条例によって実施された住民投票の効力が問題になります。結論から述べますと、現行法のもとでは拘束力を持つ条例は法的に困難です。このため、長（市長や町長等）や議会を法的に拘束したり、長や議会に変わって地方自治体の意思を直接に決定する条例は違法となります。それは長や議会（憲法で議事機関として位置づけられ、地方自治法で条例制定や予算を定める等一五項目の議決権限が定められている）の権限を侵すことになるからです。

したがって、いかに直接民主主義である住民投票の結果でも、それが決定権を持つと定めれば違法となります。そこで住民投票の結果を「尊重する」とか「尊重しなければならぬ」と規定しているのです。沖縄県の市で、米軍基地移転を巡る住民投票の結果に反する決定を市長が実行できたのもその理由からです（もちろん政治的・道徳的責任があります）。この住民投票が労働組合に該当するかは問題があらうかと思えます。しかし、考え方には完全な相違はないはずで

再度述べますが、国労の「最高決議機関は全国大会」です。住民投票でも長や議会を拘

束できず「尊重する」としなければならぬことと同じで、組合員の一票投票が「最高決議機関」である全国大会を拘束し、決定権を持つ権限はありません。

ところが、指令第一〇号は「是非を問うこととした」とし、最高決議機関である全国大会を上回る権限（決定権）を一票投票に付与しています。明らかな規約違反です。一票投票は定期全国大会の代議員選挙と同時に行われますが、そこで選出された代議員によって「四党合意」の是非の議論と決議ができないこととなります。今回の代議員選挙の焦点は「四党合意」の是非が唯一と言っても過言ではありません。その代議員が一票投票の結果に拘束されるとは本末転倒です。代議員選挙の意義が問われます。

この話をする、一票投票は大会を拘束するものではないという意見があるかと思いません。それならば、まず指令第一〇号の文言を変更するか撤回しなければなりません。もうしないと、仮に一票投票で「四党合意」が否決され、大会で賛成多数で決議された場合に大変な問題が生じます。必ず「一票投票の意義と結果を否定するのか」「一票投票を実施した目的は何だったのか」等の議論になります。その逆の事態でも同様です。

いわば、一票投票が新たな論争の火種を持っているのです。無用の混乱を招くだけです。その意味でも、一票投票を実施せず、「四党合意」の是非を問う定期全国大会の代議員選挙で選出された代議員の議論による決定を最高決議機関のものとし、理解することが当然のことです。

6、組織混乱をもたらす一票投票の中止を

一票投票は、組合員を二分する可能性を十分に包含しています。いわば「踏み絵」的要素を持っています。選挙の公正さの保証等の問題もあります。

修善寺大会で分裂・脱退せずに国労の旗を守り、厳しいJR会社の攻撃にも屈せず団結し闘ってきた組合員同志間で、熾烈な投票戦を余儀なくされます。仲間を裂くことになるまで冷酷になれません。いたずらな組織混乱を招くことは必至です。その結果として、脱退や分裂につながらないという保証はどこにもありません。

すでに、私の周囲の多くの組合員はそのことを心底から懸念し憂慮しています。指令第一〇号で言う一票投票の位置づけと目標である「組合民主主義を大切に国労組織の統一と団結を図る」とことは、正反対の事態が生じるのは容易に考えられます。

大会後の記者会見で、宮坂書記長は「二度の全国大会で採決できなかったことは、執行部不信任だ。その責任は免れないのは事実だ」と表明しました。「四党合意」を受け入れたのは中央本部であり、その中央本部が総辞職を表明した時点で、「四党合意」は破棄されたと理解するのは自然ではないでしょうか。次期定期全国大会で信を問うまでもなく、現中央本部が四党に対し、直ちに「四党合意」の破棄を通告すべきです。

八月二五日の「エリヤ代表者会議」で、国労東海本部から「運輸省から四党合意はなかったことにしてくれ」と、JR東海会社から通告されたとの報告があったことを聞きまし。これが事実とすれば、「四党合意」は事実上、相手側から破棄されたことになり、一票投票を実施する必要がなくなります。

それだけに、大会決定の根拠もなく、規約にもない一票投票を実施し、組合員間に取り返しのない溝と亀裂を生じさせ、対立を残すことは、直ちに中止すべきです。中止することは、恥ではありません。正しい勇気であります。国労の「統一と団結」のために。

さらに、辞職願いを提出している現中央本部ができるのは、次期定期全国大会（二〇月二八日（二九日）までの代議員選挙を適正に実施し、日常業務を行う任務だけです。一人の仲間も失いたくない。お互いに納得いく解決で、苦悩の連続だった闘いを喜びで讃え合いたいのです。

（佐藤 昭一）

「払えない」「サービスマン減らすしかない」

— 今月から六五歳以上の介護保険料徴収 —

始まる年金からの天引き 介護保険がスタートして六カ月が経過し、半年間猶予の特別措置も切れ、この一〇月からは六五歳以上の高齢者から介護保険料の半額徴収が始まる。

この特例措置は、介護保険制度の全貌が明らかになってくるにつれ、自治体や福祉関係者、広く国民の間からも不安や批判の声が出され、その高まりの中で選挙を意識した与党が中心となり決めたものだ。しかし結局それらは選挙対策の一次的な修正にとどまり、過酷な保険料や利用料の負担、必要なサービスが足りない等の基盤整備の問題、全国一律不公平の要介護認定など、介護保険制度の本質的なことはなにひとつ解決されていないのだ。

四〇～六四歳の第2号被保険者の介護保険料徴収は、医療保険料に上乘せられて、四月からその徴収が始まっている。六五歳以上の1号被保険者の介護保険料徴収は老齢年金の年額一八万円（月額一万五千元）以上から、年金支払いの都度天引きされる。この天引きされる者の数は第1号被保険者全体の約八割にあたる。さらに月額一万五千元未満の人からも本人の同意があれば保険料を天引きできる仕組みや、遺族年金・障害年金の受給者もその対象とすべきという厚生省の老人保健福祉部会の付帯意見までつけられている。

低所得の人ほど負担が重く、第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別の定額保険料とされているため、第一段階は、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者の場合は基準額の五割軽減、かりに三〇〇〇円とすれば、一五〇〇円となる。第二段階は世帯全員が住民税非課税の場合で二・五割減（二二五〇円）。第三段階は、被保険者本人が非課税の場合で、基準額（三〇〇〇円）、第四段階は住民税課税で年所得額が二五〇万円以下では一・二五割増（三七五〇円）、第五段階は住民税課税で本人の所得が二五〇万円以上は一・五割増（四五〇〇円）となっている。所得段階別とはいえ、定額保険料のため逆進性がつよく、所得の少ない人ほど負担が重くなっているのだ。

最近の政府刊行文書は、「高齢者は豊かになった。それなりの負担は当然」という認識だ。しかし豊かな高齢者はごく一部に限られ、その格差が大きくなっているのも事実。現在の高齢者の年間所得額を見ると、百万円以下の世帯が全体の一六・七％、三百万円以下が六一・六％をしめる。国民年金受給者の年間平均受給額は約五六万円にすぎない。

年金天引きでない低所得者や無年金者からも市町村は保険料を普通徴収することになっているが、こうした人々からの保険料徴収はまずムリ。滞納や未納の問題が起りうる。滞納には制裁措置 介護保険法では、保険料滞納の場合は保険給付の一部もしくは全部を差し止め、過去に保険料の未納がある場合は九割から七割への保険給付率の引き下げなど厳しい制裁措置が設けられている。とりわけ国民健康保険では介護保険料と国保料を一括納付する仕組みであるため、介護保険料の滞納は国保料の滞納ともなる。保険料を払えなければいざ必要になったとき、介護・医療の両方を利用できずに衰弱死・孤独死など、

まさに人の生命にかかわる人権問題ともなってくる。

なお介護保険料については三年に一度の見直しと改定がある。この度の厚生省のワークシートに基づいて計算された月二八八五円という全国平均保険料額は、実際に介護保険を受けることができる人を六五歳以上の高齢者のうち一二％に押さえ、在宅サービスの基盤整備率が四割程度、介護保険料の納付率が一〇％と仮定した数字だ。かりに収納率が低くなり、基盤整備率が高くなれば、介護保険料はそれに伴って高くなる。東京都市町村自治調査会の計算では最高値で、二〇〇〇年で八一七九円、二〇〇五年には一万一三五三円必要と推計したが、大多数の国民の支払能力を超える額であり、公費負担が強く望まれる。深刻な利用料の負担 現行サービスを受けている九割近くの人は、介護保険導入で、それまでと同じ量のサービスを受け続けるとすれば二〜三倍の負担増となる。一〇倍以上の場合もある。定率一割の利用料は多くの高齢者や低所得者にとっては過酷な負担であり、サービスの利用抑制や辞退者が続出しているのだ。さらに、利用料を払えそうにない人に対する事業者によるサービスの提供拒否（「逆選択」）も大きな問題だ。

施設入所者の場合は、定率一割の利用者負担に加えて、食費や日常生活に必要なもの own 自己負担もある。特別養護老人ホームへの入所費用は、月約六〜七万円であるが、所得状況からみて、この額が払えそうにない人は全体の七割にのぼると云われている。

医療保険の高額療養費制度に類似した利用料に上限を設ける高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費は、一般利用で月額三万七二〇〇円、市町村住民税非課税者で二万四六〇〇円、老齢福祉年金受給者で一万五〇〇〇円の三段階だ。しかしこの額すら払うことができないのが現実。しかもこの制度は償還払い方式のため、いったん利用者がサービス利用の際に利用料を立て替え、あとで保険者に請求する仕組みで、実際には利用できない。

中間層にも深刻な保険外負担 例えば、重度の痴呆の症状があり、食事、排泄、着替えのいずれにも全面的な手助けが必要な「要介護4」と認定された場合、介護サービスのモデル例に、「訪問介護」（週八・五回）、訪問入浴（二週に一回）、訪問看護（週二回）、訪問リハビリ（週一回）、短期入所（半年に三週間）とあるが、これでサービスを受けた場合の利用料は定率一割の三万六千円だ。しかし、夏はせめて三日に一度は入浴させたいよとなれば一回一万二五〇〇円×八回分の一〇万円が加算。「訪問介護」をせめて朝昼晩二時間ずつ一日三回は欲しいとなれば折衷型でも（一時間につき二七八〇円）、それだけで月五〇万円となる。「おむつ交換」（三〇分以内で二一〇〇円）を一日六回、「訪問看護」（八三〇〇円）も一日一回、また元気で動けるようになりたいとなれば「訪問リハビリ」（一回五五〇〇円）を…と、一〇〇万円突破となる。介護保険は一部裕福な層には利用料九割控除の恩恵が受けられなくなったが、中間所得層にとっても大幅な負担増となっている。免除・減免は緊急課題 当初ケアマネージャーは「制度の要」ときかんに云われてきたが、今は「要」どころか、電卓ばかりたたいて、介護報酬の計算係となっていることも多い。計算の結果、「そんなに利用料を払えないよ」となると、家族の誰かが仕事を辞め介護にあたることを決意することにもなる。介護保険で「介護地獄」はならん解決されないのだ。「保険料が払えない」「利用料が払えない」と叫ぶと「生活保護の申請をすれば」と簡単に云われる。しかし申請者は葬式費用ほどのわずかな預貯金があっても、申請者名義の甥が耕す少々の田畑があっても認められない。すべて売り飛ばし、使い果たさなければ生活保護は受けられない。保険料・利用料の免除・減免措置は緊急の課題だ。（滝野嘉津子）

市民からの通報で首

尼崎郵便局でこんなことがありました

退職強要される つい先ごろ、尼崎郵便局でこんな事件がありました。

郵便課に勤める非常勤職員二人が退職を強要されました。ことの起こりは、集荷中に（事業所に郵便物を取りに行っていた）時間待ちのため、車内で待機していました。

市民が、その様子を「郵便職員がサボっている」と通報したのです。

仕事が終わわり、局に帰った二人は郵便課長に呼ばれ、その場で退職するよう言われました。呆気に取られた二人は郵便課長の言うがままに辞職届にサインさせられました。その後すぐ組合（全通）に相談し、退職を強要されたことを伝えました。

すぐさま、組合と郵便課長、総務課長の三者による話し合いが行われ、三日後、当該者と総務課長と二人での話し合いがもたれることになりました。

非常勤職員ってなんだ 総務課長との話し合いは、二時間半に及ぶものですが、その内容たるや事の重大さを説明するばかりで、二人に対しての退職強要を謝罪することも無く、二人を辞めさせることだけを考えていることがありありと見えていました。「懲戒解雇に匹敵する」「新聞に載らなかつたことが幸いだった」「郵便局全体のイメージにかかわる」等等と、辞めて当たり前と言わんばかりの内容だったので。

そして最後に、二カ月契約が終われば翌月からの契約はしないと言い切ったのです。

しかも、次の様にも言いました。「正規職員ですら『**嚴重注意**』がある」と。

正規職員なら嚴重注意で、非常勤職員なら首。そんなことがまかり通つてよいのでしょうか。郵便局長は「非常勤職員も正規職員同様公務員である。同じように自覚を持って働いて欲しい。」と常々言っています。ところが、いざ事が起これば、非常勤職員は使い捨てライターのように捨てていくのです。正規職員は非常勤職員に仕事を押し付けてタバコを吸っているもの。（皆がそうだとは思いませんが）休憩時間でもないのに休憩しているもの。そんな正規職員には注意はいつこうにせず非常勤職員がミスを起こせば即解雇。三〇分待機するのは総務課長が二時間半も話をするのと、何がどうちがうのでしょうか。

職権乱用 その後も組合との話し合いがありました。が、両課長とも組合役員の前では「そんなことは言っていない。」「退職は強要していない。」等と突っぱねるのです。しかも言い訳のように、郵便課の集荷の仕事はあと一カ月で終わるのであと一カ月なら契約してもよいと言ってきたのです。

日本の地方都市のなかで尼崎の郵便局の一課長が職員をその場で辞めさせる権利などがあるはずがありません。たとえ課長といえども同じ働く仲間のはずです。労働者のクビを切るという事態あつてはならないのです。

結局二人とも自己退職することになりました。「こんなところで働きたくない。こんな上司には仕えたくない。」というのが本音です。いま一度、非常勤職員のおかれた立場、地位、待遇を見直す時期がきたのではないのでしょうか。二度とこんなことがおこらないように。

企業内組合と地域ユニオンの提携の道は

この報告記事を寄せてくれたのは、ユニオン組合員でもあるYさんです。解雇撤回闘争を経て、尼崎郵便局で非常勤職員として働いていました。雇用契約は二カ月の更新でした。

Yさんは、記事を読んでいたたければ分かるように、退職勧告後すぐに全通に相談に行っています。実は、全通阪神東支部は、現在「短時間職員」や「郵便メイト」の人々を組織するために全力をあげています。その取り組みは全国的にも最も進んでいるといわれています。全通阪神東支部の支部長も書記長も武庫川ユニオンサポーターで、酒井書記長は「武庫川ユニオンの活動から非常勤の組織化の必要性を感じた」とうれしいことを言ってくれています。そんな経過のなかでYさんは全通にも加入していました。

今回の退職強要問題では、全通としてよく取り組んでくれたと思っています。御世辞ではなく感謝しています。私は、退職勧告の問題は地区労幹事会の中で近藤議長（全通支部長）から聞いていましたが、全通に任せておくしかないと思っていました。全通は当局を追い詰め、今後の非常勤職員のためにもYさんがんばるよう勸（すす）めたのですが、本人は嫌気がさしてしまったようでした。

市民からの通報で、事実確認も満足にせずに退職強要した郵便局の扱い方に腹がたつていたところに酒井書記長から、「武庫川ユニオンとしても抗議しないのか」というありがたい御言葉を頂き、待つてましたとばかりに、総務課長に電話を入れました。

抗議の内容については詳しくふれませんが、酒井書記長の話によれば、総務課長は真っ青になって、組合に話に来たそうです。

まだ最終決着はついていませんが、郵便局長が近藤支部長と本人に会いたいと申し出てきています。

数カ月前に大阪松原郵便局で、郵便メイトの退職日（年末一時金の支給対象日の前日退職扱いにし年末一時金の支払いをしないようにした）を巡って相談をうけ、近畿郵政局長と松原郵便局長に武庫川ユニオンとして申し入れをしたことがありました。このときは全通の支援も頂き、解決しました。

私は今回の取り組みを通して、企業内の組合と地域ユニオンが連携を図る方法があるのではないかと思われました。もちろんその前提は全通阪神東支部のように、職場に起こった問題を身内だけで解決してしまおうとせず、地域にも知らしめる取り組みがあったからです。

一人の非常勤職員の問題で全通の問題として闘う。同時に地域のユニオンの問題として下も連携して闘う。そうした営みを通して、組合と組合との信頼関係そして労働者一人一人が重層的なつながりを強めることを可能にするのではないかと思うのです。

企業内組合の長所と地域ユニオンの持ち味がうまく発揮し合い、相互に助け合える関係が築きあげられれば、経営者にとつて大きな脅威になるのではないか。そのことが、働くものの権利を守ることにつながっていくと思います。

雇用の流動化はいっそう進行します。二一世紀に向かって知恵と力を絞っていきたくもです。

（小西 純一郎）

京コン闘争の教訓を、たたかう全ての労働者の共有財産へ

—「だって、やっぱり許せへん！ ドキュメント京コン闘争」のすすめ—

職員の採用に際して黄犬契約を強要していた京コンの経営者は、五二名の結集によって労働組合が結成されると、ただちに組合破壊に乗り出し、団交拒否、配転、出向、組合員隔離の「自学・自習」、職場外へ追放する「研修」の業務命令など、数々の不当労働行為を繰り返すとともに、希望退職、指名解雇、そして懲戒解雇を強行した。

組合活動に対する嫌悪・敵視を剥き出しにしたこの攻撃に抗して一五年間にわたってたにかいつづけている四名の労働者がいる。吉田、園田、高堂、谷口である。

彼らが「だって、やっぱり許せへん！」と言い続けているのは、労基法の遵守、そして三六協定、休暇保障、配転の本人同意など、ごく当り前の要求を無視しただけでなく、多様な不当労働行為や人権侵害の個人攻撃によって、働く者の人間的尊厳をふみにじってきた経営者に対する怒りであり、この攻撃に屈すれば、すべての労働者に対する攻撃を許すことになるという自覚である。

一五年間のたたかひの軌跡は平坦ではない。「規制緩和」と司法反動のもとで、苦汁を飲まされてきた。物販による生活費、闘争費の確保に苦勞している。しかし、四人はたたかい続けている。

京コン闘争は、働く者の団結権と人間としての尊厳を守るたたかひとして、全国の労働者の支持、共感を擡げてきた。地元・京都の「支援する会」に呼応して「京コン闘争支援関東共闘会議」が組織されている。

「あさひ銀行共闘」が背景金融機関の責任を追及する全国統一行動を続けている。

九〇年代バブルがはじけ、国境を越えた多国籍企業の激烈な競争時代を迎えた資本は、新自由主義の旗をかかげ、資本主義の本性をむきだしにして、コスト削減をめざして、働く者の権利の総破壊をすすめている。

あいつぐ労働法制の改悪が低賃金・無権利労働者を増やし続け、雇用の流動化を促進している。

労働者は分断され、資本は「整理解雇は常識」とうそぶき、「解雇の自由」を主張しはじめている。こうしていま私たちは、二一世紀にむけて職場・地域から働く者の団結と抵抗をどう再構築するかを問われている。

本書の刊行を契機に、反首切り・反失業・働く者の諸権利擁護のたたかひのひとつの典型となった京コン闘争の教訓を考えたい。そして、たたかう全ての労働者の共有財産としたい。
(横堀 正一)

※お申し込みは『青英舎』へ 東京都千代田区神田小川町三十一―二

TEL〇三―三三九一―六四七〇、 FAX〇三―三三九三―五八四八

◇ 読者からのおたより ◇

全国の郵政職場は？ 今年度は「業務成績向上期待局」（総合担務と保険推進）、「パワーアップモデル局」（労務）、「人事交流重点推進局」の三本立てでしめつけられています。九月には二人めの人事交流が実施されました。全国の郵政職場の状況や各地区の学習会報告がありましたらお願いします。
(郵政労働者・S)

編集部より 全国の郵政職場の実態はどこも同じ。東京、神奈川から北海道、九州に波及しているのが現状のようです。関西のある局の状況についてのせました。

身体に気をつけて 誌代、遅くなりすぎた。身体に気をつけてがんばりましょう。
(埼玉・M)

再購読 八月より再購読します。記事はシンドイですが、「通信」を一回は送ります。
(大阪・F)

編集部より 再購読、心から感謝。「通信」送っていただけのこと。嬉しい！

東海村臨界事故一周年東京集会 二人の死者を出した日本最大の原子力事故Ⅱ茨城県東海村JCO臨界事故から早くも一年。この事故はわずか一mgのウランが、二名の死者と数百名の住民被曝者を出し、原発の危険性を白日のもとにさらしました。まさに原発そのものもつ宿命的な事故でした。JCO事故を風化させず、本当の事故原因を明らかにし、旧動燃と科技厅の責任追及が必要。この集会を原発を止める大きな一歩にしたい。なお集会は九月三〇日(土)午後一時三〇分。文京区民

センターです。ご参加を。

(東京・Y)

編集部より 「たんぽぽ社」主催の集会ですが面白そう。興味、関心ある方は：

「だつてやつぱり許せへん」ご購入を 暑くて熱い夏でした。お元気で、ご活躍のことと思います。このたびは「だつてやつぱり許せへん」発行にあたって色々お世話になり、ありがとうございます。心から御礼申し上げます。一月十九日に高裁判決をひかえ、高裁が和解を打診してくる中、学院に多額の融資をしているみやこ信金のハタンを引きつぐ中央信金がどう判断するのかという重大な局面。出版は絶妙のタイミングとなりました。国労闘争団はじめ多くの争議団と同じく私たちも闘ってよかつたと言える、納得できる解決めざして頑張ります。今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。

(京都コンピュータ学院労働組合組合員一同)

編集部より 身も心も凍るような会社と裁判所。横堀正一氏の書評どおりです。

来年早々に判決へ 恵泉寮の裁判闘争も十一年目に入り、やっと神戸地裁における結審、判決を迎えるところまでこぎつけました。九月八日結審、来年早々には判決がでるだろうという運び。この十一年の裁判の中で、被告恵泉寮理事会の児童施設廃止と整理解雇のねらいと不当性を明らかにし、いかに一方的で強引な運営を行っていたかを事実をもって指摘してきました。私たちが解雇されたあの十年前の状況と今を比べるとずいぶん変化してきています。リストラ・解雇が当たり前のようになり、まわりで氾濫しています。そういう中で、長い裁判を乗り切つてくることのできたのは、仲間のみなさんの物心両面の支えがあったから。判決を勝利で迎える決意です (全国一般恵泉寮支部)

編集部より 勝訴！心から望んでいます。

どうしてしまったの 教育荒廃がいわれる。私自身も学校に行くのがつらい時期もあった。今思えば人間関係をうまく築けないことが原因だったような気がする。社会人になって、人間関係もゼロからの出発となったが、数十年、今の職場で働くことができた。まわりの協力が合つてしかりである。しかし、今は大切が育ててきた人間関係も「強制配転」でいともたやすくつぶされてしまう。人間関係はすぐに良好なものができるわけでもない。それなりの年月が必要になってくる。今の職場はそういった長きにわたる付き合いがなくなっており(とうぜん「強制配転」もふくむ人事交流のため)、うわべだけの付き合いが大切にされ、輪の中に入れない者は排除される。職場環境も悪く愛着心もなくなってくる。これから先、「事業庁」「公社」になり、ますます競争意識が激しく植えつけられる時代になっていくであろうが、大切なものはなんなのかを心に留めておきたい。

(全通「日刊紙」より)

編集部より 教育、職場だけでなく荒廃は社会的。社会のあり方が問われているのでは。

ゆとりを 現代社会は早いペースで何事も進んでいます。ついて行けない、何かに遅れてしまいうな毎日。でも、自分のペースを考えると、ちよつと立ち止まって振り返る時間が必要かと。

(日刊「みんな」)

編集部より どこへ行って「忙しい、忙しい」の言葉だけ。ここあるとおり。

「あつせん利得罪法」は自民党のための法案 あつせん利得罪法を保守三党が継続審議としました。だれのために必要な法律ですか、答は自民党のために必要な法律です。あつせん利得罪と名前をつける法律に国民として批判と関心を深めることが大切です。自民党は国民の税金から政党助成金を受け、なおその上に財界から寄付を強要する割り当額をして選挙資金を十二分に蓄積しています。

最近地位を利用した久世氏、前中尾建設大臣のたかり汚職などは自民党の体質で氷山の一角です。蓄積した資産で選挙が終了後は国民の願いとは遠い財界ベッタリの政策で国民生活は無視されています。悪質な政界を浄化するのには国民が日常監視して投票のときは間違いない審判をしなければと考えます。

(岡山・久保 新一)

おいしい話? こわい話? 来春高校を卒業する娘には、今いろんな所からダイレクトメールがとどきます。大学の案内から予備校の案内までその中でちよつとなじみの無いところからこんな手紙が届きました。①試験及び合格発表が他校より早い(模擬試験としても十分活用できます)、②国立校と併願が可能(他大学との併願は妨げません)、③受験料は要りません(願書だけで結構です)、④国家公務員への最短コース(他公務員・一般企業・専門学校等の併願は妨げません)、⑤やりがいのある職場(国際平和への貢献、実力主義)、⑥安定した生活基盤(給料・手当・退職金)⑦合格されても差ななくても一切拘束されません(入学・入隊義務等)この就職難にありがたい話だと思いますが、差出人が防衛庁となると穏やかではないです。いくら職がないとはいえ、娘を戦場に送るわけには絶対いきません。事務所に来ていた印刷屋さんのお兄ちゃんも会社を辞めて自衛隊に入るといっていました。日本経済の不況に付け込むような、防衛庁の姿勢にも不快感を感じました。

(「労働組合武庫川ユニオン機関紙」より)